

## 福岡手形交換所規則施行細則(平成 23 年 4 月 8 日現在) (抜粋)

### 第 4 章 取引停止処分

#### 第 57 条 (取引停止処分の対象)

1. つぎの手形が不渡となった場合には、当該手形の持出銀行および支払銀行は、規則第 50 条の規定により不渡届を提出しなければならない。
  - (1) 交換所における交換手形
  - (2) 委託金融機関 (委託社員銀行を含む。次号において同じ。) と受託銀行 (受託社員銀行を含む。次号において同じ。) との間における交換手形
  - (3) 受託銀行を同じくする委託金融機関間における交換手形
2. 同一銀行の交換参加店間における行内交換手形が不渡となった場合には、前項に準じて、不渡届を提出しなければならない。
3. 前 2 項または次項の手形のいずれでもない手形で参加銀行を支払銀行とする手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 50 条第 1 項の規定により不渡届を提出しなければならない。
4. 所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 50 条第 1 項の不渡届を提出することができる。
5. パーソナル・チェックにおいて当座取引上代理人である者が振出した小切手の不渡については、小切手面に代理関係の表示がない場合でも、その取引名義人を取引停止処分に付することとし、不渡届にはその取引名義人を振出人等として記載する。
6. 規則第 49 条第 2 項ただし書に規定する債権保全のための貸出は、債権保全のために既存の貸出を継続する場合のほか、債権保全のために行なう新規の貸出とする。

#### 第 58 条 (不渡届および不渡手形記入帳)

1. 支払銀行は、不渡届および不渡手形記入帳 (様式第 11 号・第 12 号の各 1.2.3.4.) を作成し、不渡届 (乙) は交換所に提出し、不渡届 (甲) および不渡手形記入帳 (持出銀行用) は不渡手形の返還の際に手形に添付して持出銀行に送付し、不渡手形記入帳 (支払銀行用) は自行の控とする。送付を受けた持出銀行は、その記載事項を確認して、不渡届 (甲) は交換所に提出し、不渡手形記入帳 (持出銀行用) は自行の控とする。
2. 前条第 3 項または第 4 項にかかる不渡届は、支払銀行において持出銀行欄空欄のまま、(甲)、(乙)の両片を作成し、その両片の標題の上部に「店内」と朱書したうえ、呈示日の翌々営業日午前 10 時まで交換所に提出する。
3. 規則第 50 条第 2 項ただし書にかかる不渡届には、支払銀行において(甲)、

(乙)両片の標題の上部に「店頭返還」と朱書する。

4. 同一の振出人等に関して同一交換日にかかる不渡届が2枚以上提出された場合も、これを1回として計算する。
5. 支払銀行は、規則第50条第1項ただし書きに規定する取引停止処分中の者にかかる不渡および適法な呈示でないこと等を事由とする不渡については、不渡手形記入帳（不渡届不要分）（様式第13号-1.2）を作成し、第1項に準じて取扱う。

#### 第59条（不渡事由等）

1. 規則第50条第1項に規定する不渡事由および不渡届の取扱いは、つぎによるものとする。

##### (1) <sup>ゼロ</sup>0号不渡事由

適法な呈示でないこと等を事由とするつぎに掲げる不渡事由であり、この場合、不渡届の提出は不要である。

##### A 手形法・小切手法等による事由

形式不備（振出日および受取人の記載のないものを除く。）、裏書不備、引受なし、呈示期間経過後（手形にかぎる。）、呈示期間経過後かつ支払委託の取消（小切手にかぎる。）、期日未到来、除権判決

##### B 破産法等による事由

##### a. 財産保全処分等

- (a) 破産法（第28条第1項、第91条）による財産保全処分中
- (b) 破産法による包括的禁止命令（第25条）
- (c) 会社更生法（第28条第1項、第30条、第35条）による財産保全処分中
- (d) 会社更生法による包括的禁止命令（第25条）
- (e) 民事再生法（第30条第1項、第54条、第79条）による財産保全処分中
- (f) 民事再生法による包括的禁止命令（第27条）
- (g) 会社法（第540条第2項、第825条第1項）による財産保全処分中

##### b. 手続開始決定等

- (a) 破産手続開始決定（破産法第100条第1項）
- (b) 会社更生手続開始決定（会社更生法第47条第1項）
- (c) 民事再生手続開始決定（民事再生法第85条第1項）
- (d) 清算手続による弁済禁止（会社法第500条第1項、同法第661条第1項、有限責任事業組合契約に関する法律第47条第1項）

(e) 会社特別清算開始（会社法第 537 条）

c. 命令等に基づく事由

支払禁止の仮処分決定（手形面の最終権利者が仮処分決定主文中における債務者または裁判所執行官の場合）

d. 外国倒産処理手続に対する援助の処分にかかる事由

外国倒産処理手続に対する援助の処分中（外国倒産承認援助法第 26 条）

C 案内未着等による事由

案内未着、依頼返却、該当店舗なし、レート相違・換算相違、振出人等の死亡、再交換禁止（交換所規則施行細則第 21 条本文）

D その他による事由

上記 A、B、C の各不渡事由に準ずる事由

(2) 第 1 号不渡事由

つぎの不渡事由であり、この場合、第 1 号不渡届の提出を必要とする。ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡（取引なし）については不渡届の提出を要しない。

資金不足（手形が呈示されたときにおいて、当座勘定取引はあるがその支払資金が不足する場合）

取引なし（手形が呈示されたときにおいて、当座勘定取引のない場合）

(3) 第 2 号不渡事由

0 号不渡事由および第 1 号不渡事由以外のすべての不渡事由であって例示するとつぎのとおりであり、この場合、第 2 号不渡届の提出を必要とする。

契約不履行、詐取、紛失、盗難、印鑑（署名鑑）相違、偽造、変造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違（金額欄にアラビア数字をチェック・ライター以外のもの記入した場合等）、約定用紙相違（銀行指定の用紙以外を使用した場合）

2. 不渡事由が重複する場合はつぎによる。

(1) 0 号不渡事由と第 1 号不渡事由または第 2 号不渡事由とが重複する場合は、0 号不渡事由が優先し、不渡届の提出を要しない。

(2) 第 1 号不渡事由と第 2 号不渡事由とが重複する場合は、第 1 号不渡事由が優先し、第 1 号不渡届による。ただし、第 1 号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合は、第 2 号不渡届による。

第 59 条の 2（不渡情報の適正な管理）

1. 規則第 52 条の 2 第 2 項の規定により、交換所が不渡情報を提供することができる場合はつぎのとおりである。

- (1) 協会が運営する取引停止処分者照会センター（以下「照会センター」という。）に提供する場合
  - (2) 全国銀行協会が設置・運営する全国銀行個人信用情報センター(以下「個信センター」という。)に提供する場合
  - (3) 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等により取引停止処分（中小企業倒産防止共済法施行規則第 10 条の 2 第 1 項第 2 号に定める手続を含む。）の証明依頼があった場合
  - (4) 刑事訴訟法、民事訴訟法等の法令により不渡情報の照会があった場合
2. 規則第 52 条の 2 第 4 項の規定する安全管理に関する措置はつぎのとおりである。

- (1) 不渡情報の保護と利用に関する自主ルール
- (2) 福岡手形交換所の参加銀行における安全管理措置等に関する指針

#### 第 59 条の 3 (不渡情報の共同利用)

1. 規則第 52 条の 3 第 1 項の規定により、不渡情報を共同して利用する者はつぎのとおりである。
  - (1) 協会（照会センターを含む。）
  - (2) 個信センター
2. 規則第 52 条の 3 第 2 項の規定する公表の方法は、共同利用者のホームページへの掲載、共同利用者の事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布その他振出人等が容易に公表された内容を知り得る方法とする。

#### 第 60 条 (異議申立)

1. 規則第 53 条の規定により異議申立をする場合には、異議申立書（様式第 14 号）を提出するものとする。
2. 異議申立提供金は協会名義の通知預金によるものとする。ただし、これによれない場合には、現金または自己宛小切手によることができる。
3. 交換所は、前項ただし書きにより異議申立提供金を受入れた場合には、当該提供金を最寄りの取引銀行へ預託する。
4. 交換所は、異議申立提供金を受入れたときは、異議申立提供金預り証（様式第 15 号）を交付する。
5. 交換所は、異議申立が行なわれたときは、持出銀行に異議申立通知書（様式第 16 号）により通知する。

#### 第 61 条 (異議申立の特例)

1. 規則第 53 条第 1 項のただし書の規定により異議申立提供金の提供の免除を請求（以下「免除請求」という。）する場合には、不渡の事由が偽造または変造であることを証明するため異議申立書〔特例扱〕（様式第 17 号）

につきの資料を添付して交換日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに交換所に提出しなければならない。ただし、第1号の資料の提出期限は、交換日から起算して10営業日とする。

- (1) 告訴状写および同受理証明書（写）  
ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は警察署への被害届写および同受理証明書（写）で足りる。
  - (2) 振出人等の陳述書
  - (3) 当座勘定取引証明書
  - (4) 届出印鑑写
  - (5) 偽造または変造手形の写
2. 前項の規定にかかわらず、振出人等と取引がなくかつ用紙交付先と相違する場合等真にやむを得ない理由により前項第1号および第2号の資料の提出ができない場合には、当該資料に代え告訴状写の提出不能理由書および支払銀行の陳述書の提出によることができるものとする。
  3. 交換所は、不渡手形審査委員会の審議に必要とする場合には、前2項に規定する資料以外の証明資料の提出を求めることができる。
  4. 免除請求後、新事実が判明する等の理由により免除請求の維持が困難とされた場合には、支払銀行は遅滞なく免除請求を取下げ、交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
  5. 第1項第1号または第2項に規定する資料を提出できない場合には、支払銀行は交換日から起算して10営業日の営業時限（午後3時）までに交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
  6. 不渡手形審査委員会の審議において異議申立提供金の免除請求が却下された場合、支払銀行は却下された日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに異議申立提供金を交換所に提供しなければならない。
  7. 前3項の異議申立提供金が提供されない場合には、異議申立が当初から行なわれなかったものとみなし、交換所は、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載するものとする。
  8. 交換所は、第1項の免除請求が不渡手形審査委員会において承認されたときは、持出銀行に異議申立通知書（特例扱）（様式第18号）により通知する。

#### 第62条（不渡事故解消届の提出）

規則第53条第1項の規定により異議申立が行なわれた不渡届について不渡事故が解消したときは、当該不渡届にかかる持出銀行は、不渡事故解消届（様式第19号-1）を交換所に提出するものとする。

#### 第 62 条の 2（支払義務確定届の提出）

異議申立にかかる不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した場合には、持出銀行は、支払義務確定届（様式第 19 号の 2-1）を交換所に提出することができる。

#### 第 62 条の 3（差押命令送達届の提出）

異議申立にかかる不渡手形について当該手形債権を請求債権とし異議申立提供金のための預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む。）が支払銀行に送達された場合には、持出銀行は、差押命令送達届（様式第 19 号の 3-1）を交換所に提出することができる。

#### 第 62 条の 4（持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出）

前 3 条において、異議申立にかかる不渡手形が第 57 条【取引停止処分の対象】第 3 項または第 4 項に規定するものである場合には、各条に規定する各届の提出は支払銀行が行なうものとする。

#### 第 63 条（異議申立提供金の返還）

1. 異議申立をした参加銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合には、異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第 20 号）を提出しなければならない。ただし、異議申立提供金を通知預金として差入れている場合には、利息およびその計算書を添付しなければならない。
2. 交換所は、異議申立提供金の返還の請求を受けたときは、通知預金として受入れていた場合を除き、当座小切手をもってこれを返還する。
3. 交換所が受入れた異議申立提供金には利息を付さないものとする。

#### 第 64 条（異議申立提供金の返還の特例）

規則第 54 条第 4 項の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、手形の不渡が、偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものであることを証明するため異議申立提供金返還請求書〔特例扱〕（様式第 21 号）に第 61 条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

#### 第 64 条の 2（支払義務の確定後における取引停止処分等）

1. 規則第 54 条の 2 第 1 項に規定する請求（以下「処分審査請求」という。）は、第 62 条の 2 に規定する支払義務確定届または第 62 条の 3 に規定する差押命令送達届が交換所に受理され、かつ当該受理日（差押命令送達届が交換所に受理された日の後に異議申立にかかる不渡手形金額全額の支払義務が確定した場合には、当該確定の日。以下「受理日」という。）から起算して 2 か月後の応当日以後においても不渡手形の支払がなされていない場合にできるものとする。
2. 持出銀行は、処分審査請求をする場合には、不渡報告・取引停止処分審査

請求書（様式第 21 号の 2）につぎの資料を添付して交換所に提出するものとする。

- (1) 支払義務の確定を証するつぎのいずれかの資料
    - A 確定した手形訴訟判決文の写し
    - B 手形債権にかかる確定した通常訴訟判決文の写し
    - C 手形債権にかかる認諾調書の写し
    - D 手形債権にかかる和解調書の写し
    - E 手形債権にかかる調停調書の写し
  - (2) 当該不渡手形の写し
  - (3) 不払に関する事情説明書
3. 処分審査請求は、受理日から起算して 3 カ月後の応当日以後または当該不渡手形の異議申立日から起算して 2 年後の応当日以後はできないものとする。処分審査請求が認められている期間内であっても、同一の振出人等にかかる同一交換日の他の不渡手形について、すでに処分審査請求がなされ、その請求が理由があるものと認められている場合も、同様とする。
  4. 交換所は、支払銀行および持出銀行に対して、不渡手形審査委員会での審議のために必要な資料の提出を求めることができる。
  5. 同一の振出人等にかかる複数の不渡手形について処分審査請求が行なわれ、その請求が理由があるものと認められた場合には、不渡手形審査委員会の最終審査日が同一であっても、各々の不渡手形の交換日が異なるときは、第 58 条第 4 項の規定にかかわらず、不渡届の提出回数はその交換日ごとに 1 回として計算するものとする。

#### 第 64 条の 3（持出銀行が存しない場合の処分審査請求）

処分審査請求は異議申立にかかる不渡手形が第 57 条【取引停止処分の対象】第 3 項または第 4 項に規定するものである場合には、支払銀行がこれを行なうものとする。

#### 第 64 条の 4（保険事故発生時における異議申立提供金の返還）

規則第 54 条の 3 の規定による異議申立提供金の返還手続は次による。

- (1) 異議申立提供金が通知預金で提供されている場合  
交換所は、返還にあたり、当該通知預金の期限のいかんにかかわらず、かつ事前の相殺通知を省略して、当該異議申立提供金と当該通知預金とを対当額で相殺することができるものとする。この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第 20 号）および通知預金の計算書を提出しなければならない。
- (2) 異議申立提供金が現金または自己宛小切手で提供されている場合  
交換所は、当座小切手をもってこれを返還する。この場合、支払銀行

はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書を提出しなければならない。

#### 第 65 条（不渡報告および取引停止処分の取消）

規則第 55 条第 1 項または第 2 項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第 22 号）に取扱錯誤を証する資料を添付しなければならない。

#### 第 66 条（偽造、変造等の場合の不渡報告および取引停止処分の取消）

規則第 56 条第 1 項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行なわれたものであることを証明するため、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第 23 号）に第 61 条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

#### 第 67 条（取引停止処分等の解除）

規則第 57 条第 1 項の規定により交換所に取引停止処分等の解除を請求する場合には、解除を相当とする理由の存在を証明するため、取引停止処分等解除請求書(様式第 24 号) につぎの資料を添付しなければならない。

- (1) 請求銀行の理由書
- (2) 振出人等の陳述書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 理由書記載の事実を証明する資料

#### 第 68 条（不渡手形審査委員会）

不渡手形審査委員会の委員および運営については、理事会の決議をもってこれを定める。

(以上)